

自然の天然素材だけを厳選し、職人によるすべて手造りの伝統技法は、連綿と五百余年受け継がれています。

地域ブランド「美川仏壇」を守る。



見過ごせない!! 偽称販売

売買契約において、その仏壇が劣悪なものであった場合、消費者とすれば詐欺として訴えたくなるものです。しかし、消費者が高額な価格で購入した仏壇が偽物と気付いても、その本当の仕入値や本物が市場ではどれくらいの価格で販売されているかを調べ出すのは、なかなか困難なことです。そこで、当組合では仏壇鑑定委員会（平成十八年七月八日発足）を設置して、偽造品を購入された方からのご相談や鑑定作業を無料で行っています。

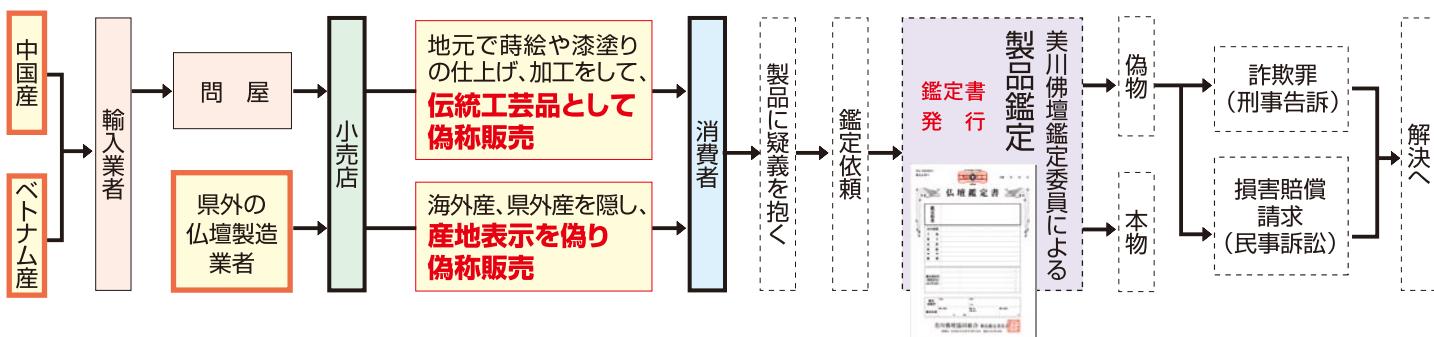
（ご購入された仏壇が産地・品質・仕様等、実際に説明を受けたものと異なつていれば、詐欺罪として立証もしやすくなります）

誠に残念ながら、食品業界において不正表示が多く相次ぎ、トレーサビリティ（生産履歴）の重要性がこれまで以上に求められる時代になりました。これはなにも食品業界に限ったことではありません。仏壇業界でも一部不正表示販売店は少なくないようで恥ずかしい限りです。「どこのだれがどの部分を手掛けたのか」の製造開示責任を負い、品質表示や製造産地の表示をはつきりと消費者に示す販売店こそが信用のおける仏壇店といえます。

◇美川佛壇協同組合からのお知らせ

平成十八年四月一日以降、当組合加盟店以外の店舗にて「美川仏壇」と称して販売された商品には偽造品（県外産、外国産）の可能性があります。当組合では仏壇鑑定委員会を設置しており、本物の証明として美川仏壇製品認定プレートを仏壇販売一本毎に発行し、本体に取り付けすることを義務付けています。ご不審な点がありましたら、当組合事務局までお問い合わせください。当組合鑑定委員会が対応させて頂きます。

【仏壇偽造品の流通経路（例）】



【改正不正競争防止法】

ブランド品に対する侵害行為の罰則が強化され、5年以下の懲役、並びに500万以下の罰金が併課されます。

【詐欺罪】（刑事告訴）

人を欺いて財物を交付させた者は10年以下の懲役に処されます。（時効7年）

●美川仏壇の認定基準において、合板、プラスチック、圧縮ボード及び化学塗料の使用は認めていません。

「地域団体商標」認定、登録。

「美川仏壇」は、平成19年6月1日、特許庁より地域名と商品・サービスを組み合わせた「地域団体商標」（地域ブランド）に認定され、商標登録されました。



※不正販売行為を行っていた仏壇店は当組合に加入することはできません。